業 務 委 託 契 約 書

発注者と受注者とは、業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　　京都府八幡市八幡園内75番地
八幡市
市　長

受注者

（総則）

第１条　契約の内容は、次のとおりとする。

(1)　業 務 名 称　　八幡市中学校給食配送業務（以下「業務」という。）

(2)　業 務 内 容　　仕様書のとおり

(3)　契 約 期 間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

(4)　契 約 金 額　　金　　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円

(5)　契約保証金　　免除

（委託）

第２条　前条の契約内容に従い、発注者は業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（処理状況の調査等）

第３条　発注者は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（業務の内容の変更）

第４条　発注者は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（完了検査）

第５条　受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の報告書を受理した日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行うものとする。

３　受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（支払い）

第６条　発注者は、契約金額を55ヶ月（１年度あたり８月を除く４月～翌年３月までの11ヶ月×５ヶ年）で割った金額を、８月を除く月毎に支払うものとする。

２　受注者は、請求書を翌月10日までに発注者に提出するものとする。

３　発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を受注者に支払わなければならない。

４　発注者は、前項の約定期間内に対価を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ､当該未払額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第６条の２　各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和９年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和９年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（遅延違約金）

第７条　受注者は､天災その他不可抗力の原因によらないで契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

２　前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

（善管注意義務）

第８条　受注者は、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（協議解除）

第９条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第11条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議解除）

第９条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第11条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第10条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第11条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　業務を完了することができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　受注者の業務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその業務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条　第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等による解除）

第13条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第１項に規定する納付命令又は第64条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2)　受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3)　前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（受注者の解除権）

第14条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、第４条の規定による業務の内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が３分の２以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

３　前２項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２項の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）

第15条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1)　第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　発注者は、第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を受注者に支払うものとする。

（損害賠償）

第16条　受注者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第17条　受注者は、第13条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第18条　第15条第１項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第19条　この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務の譲渡等）

第20条　受注者は、この契約上の地位並びにこの契約によって生ずる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密保持義務）

第21条　受注者は、契約の履行にあたり知り得た発注者の秘密を他に洩らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第22条　受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労

働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約の公表)

第23条　受注者は、この契約の名称、契約金額並びに受注者の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(疑義等の解決)

第24条　この契約に定めのない事項及び疑義については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第25条　前条の協議によってもなお、この契約の履行につき紛争が生じた場合、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。